

顧客管理方針

(目的)

第1条 本方針は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る基本規程第3条(1)号に定めるリスク低減措置のうち、当組合が特定・評価したマネロン等リスクを前提として、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして講ずべき低減措置を判断・実施する一連の取組み(以下、「顧客管理」(CDD)という。)について、その基本的な方針を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本方針において使用する用語の定義は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」、その他関係法令の定義と同義とする。

(継続的な顧客管理)

第3条 当組合は、別途定める「顧客受入要領」および「顧客受入方針」に基づき、信用組合業界共通システムであるSAMLシステムにより個々の顧客や当該顧客が行う取引に内在するマネロン等リスクに応じて多角的な調査・分析を行い、顧客受入れの可否判断を行う。
また、ひとたび受け入れた顧客であっても、その申告事実に虚偽や変更の可能性があることに加え、取引フィルタリングに使用したブラックリスト(反社会的勢力リストや制裁対象者リスト等)が随時更新されることなどを踏まえ、顧客のマネロン等リスクに応じた継続的な顧客管理(取引モニタリング・取引フィルタリングを含む。)を行う。

(各部門の役割と責任)

第4条 顧客取引部門は、顧客に関する情報を収集・分析し、顧客管理に関する第一義的な判断を行うとともに、厳格な顧客管理(EDD)を要する場合等、必要に応じ、統括管理者ないし統括管理部門に報告・相談を行う。
2 統括管理者ないし統括管理部門は、本邦の関係法令・諸規制の動向や当組合が直面するマネロン等リスクに関する情報を収集・分析し、当組合の継続的な顧客管理が計画的に行われるよう統括するとともに、継続的な顧客管理が効果的に行われるよう顧客取引部門を牽制・支援する。

(顧客受入要領および顧客管理要領の制定・改定)

第5条 統括管理部門は、顧客取引部門が効果的に顧客管理を行うことができるよう本方針の細則として「顧客受入要領」および「顧客管理要領」を制定し、当組合が直面するマネロン等リスクに応じて、定期的にはまたは必要に応じて随時改定し、周知徹底する。

(顧客に対する公正な対応)

第6条 当組合は、その提供する商品・サービスがマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に悪用されることがないように努めるとともに、大多数を占める通常の顧客への利便性にも十分に配慮し、合理的な理由なく顧客を排除することのないよう公正な対応に努める。

(所管)

第7条 本方針は、事務部が所管する。

附 則

制定日 令和 3年 4月30日

改定日 令和 5年11月 1日